

3 多摩ニュータウン環境組合告示第4号

建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和4・5年度において多摩ニュータウン環境組合（以下「環境組合」という。）が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法について次のように定めた。

なお、本文中に記載のある令和4年(度)～令和5年(度)は、2022年(度)～2023年(度)と同意である。

令和3年9月21日

多摩ニュータウン環境組合 管理者 阿部 裕行

第1 用語の定義

この公示における用語の定義は、次による。

1 業種

環境組合が発注する建設工事等の種類について、別表3に定めたものをいう。

2 許可

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可をいう。

3 経審

建設業法第27条の23第1項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査をいう。

4 競争入札参加資格

環境組合が発注する建設工事等の請負契約についての競争入札に参加するための資格をいう。この競争入札参加資格は申請者の施行能力に基づき、別表1に掲げた業種ごとに各工事等の発注標準金額に応じて等級を定め、併せて同一等級内において順位を定める。また、等級を定めない業種にあたっては、順位のみを定める。

競争入札参加資格を得た者は、環境組合における建設工事等競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録する。

5 登録申請

競争入札参加資格を得て、競争入札参加資格者名簿に登録されることを目的として、申請を行うことをいう。

6 格付

競争入札参加資格の等級及び順位又は順位、あるいはそれらを算出するための審査をいう。

7 決算日等

(1) 決算日とは、次に掲げる日をいう。

ア 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に定める事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日

イ 個人 12月末日

(2) 決算年度とは次に掲げるものをいう。

ア 法人 事業年度

イ 個人 (1) イの決算日以前1年間

8 審査基準日

登録申請を行うにあたり、基準として定める日付をいう。登録申請は、申請日の内容によると定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行われなければならない。

(1) 経審を必要とする業種に登録申請する者

申請時において有効な経審の審査基準日(複数ある場合は審査基準日が直近のもの)とする。

(2) 経審を必要としない業種のみに登録申請する者

申請時直近の決算手続きが終了している決算日とする。

9 審査対象事業年度

審査基準日を含む決算年度をいう。

10 資格有効期間

この公示による競争入札参加資格を有すると認める期間であり資格登録日から令和6年3月31日までとする。

第2 申請の条件

競争入札参加資格については、次に定める必要な条件を備えていなければならない。

1 納税に関する条件

申請時において、法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税に未納がある者は、競争入札参加資格申請をすることができない。

2 業種ごとの条件

登録申請時に、環境組合と契約する営業所において各業種ごとに別表3に記載した登録申請に必要な条件等を満たしていなければならない。なお、経審の審査結果については、申請日時点で有効なものでなければならない。また、申請にあたり必要とする経審の種類の種類総合評定値P点を有していなければならない。

3 同時に登録申請することができない業種

次の表の左欄及び右欄に掲げる業種の組み合わせについては、同時に競争入札参加資格を得ることができない。

| | 左欄 業種番号、業種名 | 右欄 業種番号、業種名 |
|--------------|--|--|
| 組み合わせ その1 | 0700 建築工事 | 0800 電気工事 0900 給排水衛生工事 1000 空調工事 3100 ひき家・解体 3700 一般塗装 |
| 組み合わせ その2 | 0100 道路舗装工事 0400 水道施設工事 0500 下水道施設工事 0600 一般土木工事 0700 建築工事 0800 電気工事 0900 給排水衛生工事 1000 空調工事 | 1100 建築設計 1200 土木設計 1300 設備設計 1400 測量 1500 地質調査 |

第3 申請期間及び申請方法

1 申請期間及び方法

登録申請をしようとする者は、次の表に掲げる期間に申請を行わなければならない。

| 申請期間 | 資格登録日 |
|------------------------|--------------------------|
| 令和3年10月1日から令和3年10月22日 | 令和4年4月1日 (令和4年度当初契約分を含む) |
| 令和4年5月9日から令和4年5月13日まで | 令和4年6月1日 |
| 令和4年9月5日から令和4年9月9日まで | 令和4年10月1日 |
| 令和5年1月10日から令和5年1月13日まで | 令和5年2月1日 |
| 令和5年5月8日から令和5年5月12日まで | 令和5年6月1日 |
| 令和5年9月4日から令和5年9月8日まで | 令和5年10月1日 |
| 令和6年1月9日から令和6年1月12日まで | 令和6年2月1日 |

別に指定する様式により日本語で記載された建設工事等競争入札参加資格申請書等 (以下「申請書等」という。)を多摩ニュータウン環境組合総務課契約担当へ郵送にて提出しなければならない。

2 申請書等の入手方法

申請書及び申請時に必要な様式は環境組合のホームページから入手すること。なお、インターネット環境がない場合は、環境組合総務課契約担当へ問い合わせること。

環境組合ホームページアドレス <http://www.tama-seisokojo.or.jp/kumiai/834>

3 申請書等の郵送先

〒206-0035 多摩市唐木田二丁目1-1

多摩ニュータウン環境組合 (多摩清掃工場) 総務課 契約担当

4 平成31・32・33年度の資格登録の更新登録

平成31・32・33年度の資格登録を行っている者は更新登録申請による申請ができる。その場合の更新登録申請書は上記2申請書等の入手方法による。

更新登録申請による登録の格付けは平成31・32・33年度の資格登録時点のものを使用する。なお、業種等の変更等により再審査を希望する場合は、申請書等により申請する。

第4 競争入札の参加者の資格

1 環境組合は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者を競争入札に参加させることができない。

2 環境組合は、競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法 (昭和22年第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) (1) から (5) により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 次のいずれかに該当する者は競争入札に参加できない。

- (1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
 - (2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - (3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- 4 競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格の登録申請を行うことができる条件を欠くこととなった者は競争入札に参加できない。

第5 競争入札参加資格の審査基準

1 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

競争入札参加資格は、個々の申請者が申請した各業種ごとに審査を行い、発注標準金額に応じ、各業種別に等級及び順位又は順位のみを定める。

2 等級区分と審査方法

(1) 等級区分

各業種における等級区分と順位は下記のとおりとする。

| 業種番号・業種名 | 等級区分 |
|--|---|
| 0100 道路舗装工事 0400 水道施設工事 0500 下水道施設工事 0600 一般土木工事 0700 建築工事 3100 ひき家・解体 4500 水処理装置 4600 焼却設備 | ABCDEの5等級。 同一等級内において順位を定める。 |
| 0800 電気工事 0900 給排水衛生工事 1000 空調工事 | ABCDの4等級。 同一等級内において順位を定める。 |
| 1100 建築設計 1200 土木設計 1300 設備設計 1400 測量 1500 地質調査 | ABCDの4等級。 同一等級内において順位を定める。 |
| 上記以外の業種 | 0800 電気工事・0900 給排水衛生工事・1000 空調工事と同じ表を使い算定するが、等級を定めず、順位のみを定める。 |

(2) 等級と順位を決定する業種の審査方法

競争入札参加資格の審査は、各業種別に下記3に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。3(1)に定める方法による客観等級及び3(2)に定める方法による主観等級に

より当該業種の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した業種の等級はその一致した等級とし、相違した場合は、いずれか低い方を当該業種の等級とする。

同一等級内の順位については、3（1）で算出した客観点数の高いものを上位とし順位付を行う。

(3) 順位のみを決定する業種の審査方法

上記（2）と同じ方法により等級の決定及び順位付けを行った申請者を等級、順位順に並べた後、等級と順位が最上位の者を1位として、等級を定めず降順に順位付けのみを行う。

(4) 同一客観点の申請者の順位決定

同一等級内において客観点数が同じ点数となった申請者については、下記の優先順位により順位付けを行う。

ア 当該業種の完成工事（完成）高の高位順

イ 自己資本額の高位順

ウ これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の受付番号の低位順とする。

(5) 等級順位を得られない場合

主観的審査事項における最高完成工事（業務）経歴がない業種の競争入札参加資格については無格付とし、等級順位を与えない。

3 客観的審査事項及び主観的審査事項

(1) 客観的審査事項

下記により業種別に算出した客観点数を別表1にあてはめ、客観等級を決定する。

ア 登録申請において経審を必要とする業種

別表3において、各業種の登録申請にあたり必要としている経審の総合評定値P点（申請に有効な審査基準日の審査結果が複数あるときは直近のものとし、該当する業種が複数あるときは最も高い点数のもの）を客観点数とする。

イ 登録申請に経審を必要としない業種

下記4で定める経審不要業種の客観点数算出方法による点数とする。

(2) 主観的審査事項

下記アからウにより業種別に算出した主観点数を別表1にあてはめ、主観等級を決定する。

ア 最高完成工事（業務）経歴

申請者は、下記のすべてに条件を満たす過去の最高完成工事（業務）経歴をCORINSの「竣工登録工事カルテ受領書」またはTECRISの「完了登録業務カルテ受領書」、それらの登録をされていない場合は当該工事の契約書の写しにより申請するものとする。

① 最高完成工事（業務）経歴は最新のものとし、施行内容が登録申請を行う業種に該当するものであること。

② 建設共同企業体において施工した工事（業務）経歴により申請を行う場合は、請負金額に当該共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とすること。

③ 1件の最高完成工事（業務）経歴について、複数の業種の完成工事（業務）経歴として申請することはできない。

④ 複数の業種で構成された施行案件を最高完成工事（業務）経歴として申請を行う場合は、当該施行案件の全体の請負金額の中で、申請する業種を施行した部分のみの金額により申請を行うこと。この場合は、当該業種の施行部分についての請負金額を明らかにする積算内訳書等（写し可）を添付しなければならない。

⑤ 単価契約等により、一定期間内に同様の工事等を複数回に渡り施行した工事（業務）経歴により申請を行う場合は、一回あたりの施行における最高金額により申請をしなければならない。

らない。(期間終了後の総支払い金額を請負金額としてはならない。)

イ 主観点数

上記アにより申請した最高完成工事(業務)経歴を当該業種の主観点数とする。ただし、発注者(発注者区分については別表4)が民間であるものについては、請負金額に2分の1を乗じた金額を主観点数とする。

ウ 主観点数加算率

下記の条件に該当する場合については、各条件別に記載した加算率により主観点数の加算を行う。なお、複数の条件に該当した場合の主観点への加算は、加算率を合計して行う。

| | 主観点数加算条件 | 加算率 |
|-----|--|-----|
| 条件1 | ISO(国際標準化機構)9000シリーズの9001の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者(条件2に該当しない者) | 3% |
| 条件2 | ISO(国際標準化機構)9000シリーズの9001の認証取得を得た後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者 | 5% |

| | | |
|-----|---|----|
| 条件3 | ISO(国際標準化機構)14000シリーズの14001他、(一財)持続性推進機構認証のエコアクション21、(一社)エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証)、(特非)KES環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証)の認証取得を得ている者で、認証取得後更新をしていない者(条件4に該当しない者) | 3% |
| 条件4 | ISO(国際標準化機構)14000シリーズの14001他、(一財)持続性推進機構認証のエコアクション21、(一社)エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証)、(特非)KES環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証)の認証取得を得た後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者 | 5% |

※ISO(国際標準化機構)14001シリーズの14001、(一財)持続性推進機構認証のエコアクション21、(一社)エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証)、(特非)KES環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証)の重複取得による加算率の合計は行わない。

※条件1から4については、申請日現在、多摩ニュータウン環境組合と契約する営業所等において認証取得しているものを対象とする。

また、エコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については、次の表に掲げるとおりとする。

| | |
|-------------------------|--|
| エコアクション21 | (一財)持続性推進機構の認証を取得していること。 |
| エコステージ | (一社)エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ2以上の認証を取得していること。 |
| KES・環境マネジメントシステム・スタンダード | (特非)KES環境機構又は(特非)KES環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ2以上の認証を取得していること。 |

4 経審不要業種の客観点数の算出方法

競争入札参加資格の登録申請を行った業種のうち、設計、測量及び地質調査の「コンサルタント

業態」の客観点数は、別表2に定める(1)から(5)の各項目表で付与された数値を、(6)の数式にあてはめて算出した総合数値を客観点数として、別表1にあてはめる。

第6 申請書等を提出する際に必要な書類

- 1 申請書(A4S型二穴綴フラットファイルに左綴にして提出)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 競争入札参加資格審査申請書(所定用紙を使用。)
 - (2) 登記簿謄本【履歴事項全部証明書】(正本添付、発行日が申請日から3箇月以内であるもの。個人で商号を用いる場合にあっては、商号登記簿謄本とする。)
 - (3) 身分証明書・登記事項証明書(正本添付、発行日が申請日から3箇月以内であるもの。個人の申請者のみ。)
 - (4) 印鑑証明書(正本添付、発行日が申請日から3箇月以内であるもの。)
 - (5) 使用印鑑届(所定用紙を使用。見積書、入札書、契約書、請求書、納品書及び領収書等に実印以外の印鑑を使用する場合のみ必要。)
 - (6) 委任状(所定用紙を使用。見積、入札、契約、代金の請求及び受領の権限を代理人に委任する場合のみ必要。)
 - (7) 納税証明書(写し可。法人にあたっては対象事業年度に係る法人税納税証明書、法人事業税、法人都道府県税及び法人市民税の納税証明書、消費税及び地方消費税は未納税額がない納税証明書、その他収めるべき税がある場合その納税証明書等。個人にあたっては令和2年分所得に係る所得税の納税証明書、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの営業に係る個人事業税の納税証明書及び市税完納証明書。)
 - (8) 財務諸表(写し可。経審結果通知書提出者は不要。審査対象事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書。ただし決算期を変更している場合には、通算1年以上必要。個人においては令和2年1月1日から令和2年12月31日までの貸借対照表及び損益計算書。)
 - (9) 登録証明書等(写し可。建設業、建築士事務所、測量業者等の許可又は登録に当たり、当該官公庁の発行する証明書。)
 - (10) 業務経歴書(任意提出。指定用紙はなし。A4判にて最近2年間の主な受注実績について、契約件名、契約金額、着手及び完了年月日、発注者等を記載すること。また当該内容を証明する契約書のコピーも添付のこと。)
- 2 基本カード等(A4S型二穴綴フラットファイルに綴じ込まないもの。)
 - (1) 基本カード(別に指定する様式を用いること。)
 - (2) 業態カード(別に指定する様式を用いること。)
 - (3) 受付票(別に指定する様式を用いること。)
 - (4) 受付票返信用封筒(所定金額の切手を貼付のこと。)
 - (5) 申請書類チェック表

第7 受付票の発行等

第3に定めるところにより、申請書を提出し、受理された者の受付票に受付印を押印する。

第8 登録業種の追加、資格の取消し等

1 登録業種の追加

原則、次期の登録申請を行うまでの期間中に登録業種の追加を申請することはできない。

2 資格の取消し

以下の場合には速やかに、競争入札参加資格の取消申請をすること。

なお、以下の定めにかかわらず、競争入札参加資格の有資格者の事情により、その資格の全部又は登録業種の一部を取消することができる。

- (1) 資格有効期限内に、地方自治法施行令167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
- (2) この公示による競争入札参加資格を有する者が、資格有効期限内に各業種に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。

3 虚偽申請をした者の取扱い

- (1) 申請書等の虚偽の記載（以下「虚偽申請」という。）をしたことが判明した者については、競争入札の参加資格を与えない。
- (2) 建設工事等競争入札参加資格の有資格者となった後、虚偽の申請をしたことが判明した者については、環境組合が定める期間、競争入札への参加はできない。

第9 再審査の申請と再審査方法

1 令和4・5年度建設工事等競争入札参加資格の有資格者で次に該当する者は、競争入札参加資格の再審査を受けることができる。

(1) 合併

合併後の法人（合併時経審未取得の場合は存続会社）の客観的審査事項及び消滅会社の主観的審査事項（最高完成工事経歴は、審査上最も有利となるものを使用する。）により再審査を行う。ただし、合併時の措置として、主観点数については10%の加算を行う。

(2) 営業譲渡

営業譲渡を受けた者の客観的審査事項及び存続会社又は消滅会社の主観的審査事項（最高完成工事経歴は、審査上最も有利となるものを使用する。）により再審査を行う。

(3) 会社分割

新設会社又は承継会社の客観的審査事項及び譲渡者又は譲受者の主観的審査事項（最高完成工事経歴は、審査上最も有利となるものを使用する。）により再審査を行う。

(4) 相続

相続人の客観的審査事項及び相続人又は被相続人の主観的審査事項（最高完成工事経歴は、審査上最も有利となるものを使用する。）により再審査を行う。

(5) 有資格者である個人が法人を設立したとき

設立した法人の客観的審査事項及び有資格者であった個人の主観的審査事項により再審査を行う。（有資格者であった個人が設立した法人の代表権を有する場合に限る。）

(6) 人的会社（合名又は合資会社）による法人を解散し、物的会社（有限又は株式会社）による法人を設立したとき

設立した法人の客観的審査事項及び解散した法人の主観的審査事項（有資格者であった個人が設立した法人の代表権を有する場合に限る。）により再審査を行う。

(7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの決定を受けたとき及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の決定を受け、再生計画案が可決したとき

更生手続又は再生手続開始決定日以降を審査基準日とした客観的審査事項により再審査を行う。

2 再審査の申請方法

1に該当する者の再審査の申請は、令和4年4月1日以降に再度、全ての各種申請書類及び添付書類を提出すること。各種申請書類の入手に関しては総務課契約担当へ連絡のこと。

3 再審査の結果の通知

再審査の結果は必要な場合に限り、再審査の終了次第、審査対象者あてに通知する。

4 再審査による資格を有すると認める期間

再審査の結果による競争入札参加資格を有すると認める期間は、受付票に記載された受付年月日から令和6年3月31日までとする。

第10 その他

1 競争入札参加資格を有する者の名簿等の閲覧

この公示に基づく競争入札参加資格者名簿等は、後日閲覧に供する。

2 申請情報の公表

各申請者から申請された内容については、その全部又は一部を公表することがある。

3 申請内容の変更の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（別に指定する様式を用いること。）により、速やかにその当該変更内容を届け出なければならない。

(1) 組織

(2) 商号又は名称

(3) 代表者役職・氏名

(4) 本店所在地

(5) 代理人役職・氏名

(6) 代理人所在地・支店（営業所）名等

(7) 印鑑（①実印 ②使用印 ③代理人印）

(8) 資本金

(9) 電話・ファクシミリ番号（①申請者・②連絡先）

(10) その他（許認可等）

【別表1】

工事等の等級格付基準表及び工事発注標準金額表に対応する等級

| 等級格付基準表 | | | | |
|------------|----|---------|--------|-------------------------|
| 工事の種類 | 等級 | 客観点数 | | 主観点数 |
| | | 総合評定値P点 | | 最高完成工事経歴（千円） |
| 0100道路舗装工事 | A | 900 以上 | | 200,000 以上 |
| | B | 750 以上 | 900 未満 | 80,000 以上 200,000 未満 |
| | C | 650 以上 | 750 未満 | 30,000 以上 80,000 未満 |
| | D | 600 以上 | 650 未満 | 7,000 以上 30,000 未満 |
| | E | 600 未満 | | 7,000 未満 |

| 工事発注標準金額に対応する等級 | | |
|-----------------|----|------------------|
| 工事の種類 | 等級 | 工事発注標準金額 |
| 0100道路舗装工事 | A | 2億円以上 |
| | B | 8千万円以上 2億円未満 |
| | C | 3千万円以上 8千万円未満 |
| | D | 7百万円以上 3千万円未満 |
| | E | 7百万円未満 |

| 等級格付基準表 | | | | |
|-------------|----|---------|--------|--------------------------|
| 工事の種類 | 等級 | 客観点数 | | 主観点数 |
| | | 総合評定値P点 | | 最高完成工事経歴（千円） |
| 0400水道施設工事 | A | 900 以上 | | 320,000 以上 |
| 0500下水道施設工事 | B | 750 以上 | 900 未満 | 150,000 以上 320,000 未満 |
| 0600一般土木工事 | C | 650 以上 | 750 未満 | 40,000 以上 150,000 未満 |
| 3100ひき家・解体 | D | 600 以上 | 650 未満 | 10,000 以上 40,000 未満 |
| 4500水処理装置 | E | 600 未満 | | 10,000 未満 |
| 4600焼却設備 | | | | |

| 工事発注標準金額に対応する等級 | | |
|-----------------|----|----------------------|
| 工事の種類 | 等級 | 工事発注標準金額 |
| 0400水道施設工事 | A | 3億2千万円以上 |
| 0500下水道施設工事 | B | 1億5千万円以上 3億2千万円未満 |
| 0600一般土木工事 | C | 4千万円以上 1億5千万円未満 |
| 3100ひき家・解体 | D | 1千万円以上 4千万円未満 |
| 4500水処理装置 | E | 1千万円未満 |
| 4600焼却設備 | | |

| 等級格付基準表 | | | | | |
|----------|----|---------|-------|--------------|-----------|
| 工事の種類 | 等級 | 客観点数 | | 主観点数 | |
| | | 総合評定値P点 | | 最高完成工事経歴（千円） | |
| 0700建築工事 | A | 900以上 | | 400,000以上 | |
| | B | 750以上 | 900未満 | 200,000以上 | 400,000未満 |
| | C | 650以上 | 750未満 | 60,000以上 | 200,000未満 |
| | D | 600以上 | 650未満 | 16,000以上 | 60,000未満 |
| | E | | 600未満 | | 16,000未満 |

| 工事発注標準金額に対応する等級 | | |
|-----------------|----|-----------------|
| 工事の種類 | 等級 | 工事発注標準金額 |
| 0700建築工事 | A | 4億円以上 |
| | B | 2億円以上 4億円未満 |
| | C | 6千万円以上 2億円未満 |
| | D | 1千6百万円以上 6千万円未満 |
| | E | 1千6百万円未満 |

| 等級格付基準表 | | | | | |
|-------------------------------------|----|---------|-------|--------------|----------|
| 工事の種類 | 等級 | 客観点数 | | 主観点数 | |
| | | 総合評定値P点 | | 最高完成工事経歴（千円） | |
| 0800電気工事 0900給排水衛生工事 1000空調工事 | A | 750以上 | | 45,000以上 | |
| | B | 600以上 | 750未満 | 18,000以上 | 45,000未満 |
| | C | 500以上 | 600未満 | 6,000以上 | 18,000未満 |
| | D | | 500未満 | | 6,000未満 |

| 工事発注標準金額に対応する等級 | | |
|-------------------------------------|----|-------------------|
| 工事の種類 | 等級 | 工事発注標準金額 |
| 0800電気工事 0900給排水衛生工事 1000空調工事 | A | 4千5百万円以上 |
| | B | 1千8百万円以上 4千5百万円未満 |
| | C | 6百万円以上 1千8百万円未満 |
| | D | 6百万円未満 |

| 等級格付基準表 | | | | | |
|---------|----|---------|-------|--------------|----------|
| 工事の種類 | 等級 | 客観点数 | | 主観点数 | |
| | | 総合評定値P点 | | 最高完成工事経歴（千円） | |
| 上記以外の業種 | A | 750以上 | | 45,000以上 | |
| | B | 600以上 | 750未満 | 18,000以上 | 45,000未満 |
| | C | 500以上 | 600未満 | 6,000以上 | 18,000未満 |
| | D | | 500未満 | | 6,000未満 |

| 工事発注標準金額に対応する等級 | | |
|-----------------|----|----------------------|
| 工事の種類 | 等級 | 工事発注標準金額 |
| 上記以外の業種 | A | 4千5百万円以上 |
| | B | 1千8百万円以上 4千5百万円未満 |
| | C | 6百万円以上 1千8百万円未満 |
| | D | 6百万円未満 |

| 等級格付基準表 | | | | | |
|-----------|----|---------|------|--------------|----------|
| 委託の種類 | 等級 | 客観点数 | | 主観点数 | |
| | | 総合評定値P点 | | 最高完成工事経歴(千円) | |
| 1100 建築設計 | A | 80以上 | | 10,000以上 | |
| 1200 土木設計 | B | 60以上 | 80未満 | 5,000以上 | 10,000未満 |
| 1300 設備設計 | C | 40以上 | 60未満 | 1,000以上 | 5,000未満 |
| 1400 測量 | D | 40未満 | | 1,000未満 | |
| 1500 地質調査 | | | | | |

| 工事発注標準金額に対応する等級 | | | |
|-----------------|----|------------------|--|
| 委託の種類 | 等級 | 工事発注標準金額 | |
| 1100 建築設計 | A | 1千万円以上 | |
| 1200 土木設計 | B | 5百万円以上 1千万円未満 | |
| 1300 設備設計 | C | 百万円以上 5百万円未満 | |
| 1400 測量 | D | 百万円未満 | |
| 1500 地質調査 | | | |

【別表2】

客観的審査事項の付与数値及び総合数値の計算式（コンサルタント業態）

(1) 年間総売上高

| 年間総売上高 | | 付与数値(a) |
|----------|----------|---------|
| 10億円以上 | | 60 |
| 7億円以上 | 10億円未満 | 57 |
| 5億円以上 | 7億円未満 | 54 |
| 3億円以上 | 5億円未満 | 51 |
| 2億円以上 | 3億円未満 | 48 |
| 1億5千万円以上 | 2億円未満 | 45 |
| 1億円以上 | 1億5千万円未満 | 42 |
| 5千万円以上 | 1億円未満 | 39 |
| 3千万円以上 | 5千万円未満 | 36 |
| 1千万円以上 | 3千万円未満 | 33 |
| 7百万円以上 | 1千万円未満 | 30 |
| 5百万円以上 | 7百万円未満 | 27 |
| 3百万円以上 | 5百万円未満 | 24 |
| | 3百万円未満 | 21 |

(2) 自己資本額

| 自己資本額 | | 付与数値(b) |
|----------|----------|---------|
| 30億円以上 | | 10 |
| 6億円以上 | 30億円未満 | 9 |
| 2億円以上 | 6億円未満 | 8 |
| 1億円以上 | 2億円未満 | 7 |
| 5千万円以上 | 1億円未満 | 6 |
| 3千万円以上 | 5千万円未満 | 5 |
| 1千5百万円以上 | 3千万円未満 | 4 |
| 3百万円以上 | 1千5百万円未満 | 3 |
| 1円以上 | 3百万円未満 | 2 |
| | 1円未満 | 0 |

(3) 従業員数

| 従業員数 | | 付与数値(c) |
|----------|----------|---------|
| 1,000人以上 | | 5 |
| 500人以上 | 1,000人未満 | 4 |
| 100人以上 | 500人未満 | 3 |
| 30人以上 | 100人未満 | 2 |
| | 30人未満 | 1 |

(4) 流動比率

| 流 動 比 率 | | 付与数値(d) |
|---------|--------|---------|
| 200%以上 | | 20 |
| 140%以上 | 200%未満 | 18 |
| 130%以上 | 140%未満 | 16 |
| 120%以上 | 130%未満 | 14 |
| 110%以上 | 120%未満 | 12 |
| 100%以上 | 110%未満 | 10 |
| 90%以上 | 100%未満 | 8 |
| 80%以上 | 90%未満 | 6 |
| 60%以上 | 80%未満 | 4 |
| | 60%未満 | 2 |

(注)

- ・流動資産（分子）が「0」のときは、付与数値は0点とする。
- ・流動負債（分母）が「0」のときは、付与数値は20点とする。
- ・流動資産（分子）及び流動負債（分母）が共に「0」のときは、付与数値は0点とする。

(5) 営業年数

| 営 業 年 数 | | 付与数値(e) |
|---------|-------|---------|
| 50年以上 | | 10 |
| 40年以上 | 50年未満 | 9 |
| 30年以上 | 40年未満 | 8 |
| 25年以上 | 30年未満 | 7 |
| 20年以上 | 25年未満 | 6 |
| 15年以上 | 20年未満 | 5 |
| 10年以上 | 15年未満 | 4 |
| 5年以上 | 10年未満 | 3 |
| 1年以上 | 5年未満 | 2 |
| | 1年未満 | 0 |

(6) 総合数値の計算式

$$\text{総合数値} = (a) + (b) + (c) + (d) + (e)$$

【別表3】業種一覧

| 業種 番号 | 業 種 名 | 登録申請に必要な条件等 | |
|----------|-------------------|---|-----------------------|
| | | 申請にあたり環境組合と契約する営業所において必要とする建設業許可の種類等 (略号) | 申請にあたり必要とする経審の種類 (略号) |
| 0100 | 道路舗装工事 | ほ | 土・ほ |
| 0400 | 水道施設工事 | 水 | 土・水 |
| 0500 | 下水道施設工事 | 土・水 | 土・ほ・水 |
| 0600 | 一般土木工事 | 土・と | 土・と・ほ・水 |
| 0700 | 建築工事 | 建 | 建 |
| 0800 | 電気工事 | 電 | 電 |
| 0900 | 給排水衛生工事 | 管 | 管 |
| 1000 | 空調工事 | 管 | 管・機 |
| 1100 | 建築設計 | 建築士法(昭和25年法律第202号第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録) | |
| 1200 | 土木設計 | | |
| 1300 | 設備設計 | | |
| 1400 | 測量 | 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録 | |
| 1500 | 地質調査 | | |
| 1600 | さく井 | 井 | 井 |
| 2700 | 造園 | 園 | 園 |
| 3100 | ひき家・解体 | 建・と | 建・と |
| 3200 | 消火設備 | 消 | 管・機・通・消 |
| 3300 | 電話・通信 | 通 | 通 |
| 3400 | 拡声装置 | 通 | 通 |
| 3500 | 畳 | 内 | 内 |
| 3600 | 内装仕上 | 内・具 | 内・具 |
| 3700 | 一般塗装 | 塗 | 塗 |
| 3900 | 防水 | 左・防 | 左・防 |
| 4400 | ポンプ据付け | 機・井 | 機・井 |
| 4500 | 水処理装置 | 機・水・清 | 機・水・清 |
| 4600 | 焼却設備 | 夕・機・清 | 夕・機・清 |
| 4700 | ボイラー | 機 | 機 |
| 4800 | エレベーター | 機 | 機 |
| 5000 | 地中線 | 電・通 | 電・通 |
| 5200 | 計装装置 | 機・通 | 機・通 |
| 5300 | 沈砂池・沈殿池 機械設備工事 | 機・水 | 機・水 |
| 5500 | 送風機機械設備工事 | 機 | 機 |
| 5600 | ばっ気槽 散気設備工事 | 機・水 | 機・水 |
| 5700 | 汚泥脱水設備工事 | 機・水 | 機・水 |

| | | | |
|------|----------------|--|-------------|
| 6100 | 水道管更生工事 | 管及び水（両方が必要） | 管・水 |
| | | 建・と・塗・内 | 建・と・塗・内 |
| 6200 | 石綿処理 | 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（平成18年3月31日までに取得した者を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること | |
| 6300 | 機械器具設置 | 機 | 機 |
| 6400 | 屋根 | 屋 | 屋・防・建 |
| 6600 | 金網さく | と・鋼 | と・鋼・建 |
| 6800 | サッシ | 具 | 具・建 |
| 6900 | シャッター | 具 | 具・機・建 |
| 7000 | 起重機 | 機 | 機 |
| 7200 | 冷凍・冷蔵庫工事 | 管・機 | 管・機・絶 |
| 7400 | 道路標識設置 | 土・と・電・通 | 土・と・電・塗・機・通 |
| 7500 | 道路標示塗装 | 塗 | 土・と・塗・機 |
| 7600 | ガードレール | 土・と | 土・と |
| 7800 | 植生 | 土・と・園 | 土・と・園 |
| 8000 | テレビ共聴工事 | 通 | 通・電 |
| 8100 | 防音壁・しゃ音壁 | 土・建・と | 土・建・と |
| 8600 | ガソリンスタンド | 建・鋼・機 | 建・鋼・機・土 |
| 9100 | すべり止め舗装 | 土・ほ | 土・ほ・塗 |
| 9200 | 樹脂塗装 | 塗・防 | 塗・防 |
| 9300 | 陸上信号機 | 電・機・通 | 電・機・通 |
| 9400 | 伸縮継手 | 土・と・鋼 | 土・と・鋼・左・塗・機 |
| 9700 | パイプライニング | 管 | 管 |
| 9800 | 脱硫・脱臭 | 機・水 | 機・水 |
| 9904 | 空気搬送 | 機 | 機 |
| 9907 | 電源設備 | 電・通 | 電・通 |
| 9908 | 発電設備 | 電・機 | 電・機 |
| 9909 | 電気防食 | 電・塗 | 電・塗 |
| 9910 | 給湯器・浴槽 設備工事 | 管 | 管 |
| 9914 | 飛散防止工事 | ガ・内 | ガ・内 |
| 9915 | ろ過層処理 | | |
| 9923 | 自動ドア装置 | 具 | 具 |
| 9926 | 高圧ガス配管 | 管 | 管 |
| 9930 | 集じん装置 | 機・清 | 機・清 |
| 9933 | タイル工事 | タ | タ |

表の欄内に2以上の建設業の種類が示されている場合は、及びと記載されたものを除き、いずれか1種類について建設業の許可及び経審の総合評定値を有していればよいものとする。

略号の表記

上記の表における略号は、建設業法の規定に基づく次の建設業の種類を表したものである。

| 略号 | 建設業の種類 |
|----|-----------------|
| 土 | 土木工事業 |
| 建 | 建築工事業 |
| 左 | 左官工事業 |
| と | とび・土工工事業 |
| 屋 | 屋根工事業 |
| 電 | 電気工事業 |
| 管 | 管工事業 |
| タ | タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 鋼 | 鋼構造物工事業 |
| ほ | 舗装工事業 |
| ガ | ガラス工事業 |
| 塗 | 塗装工事業 |
| 防 | 防水工事業 |
| 内 | 内装工事業 |
| 機 | 機械器具設置工事業 |
| 絶 | 熱絶縁工事業 |
| 通 | 電気通信工事業 |
| 園 | 造園工事業 |
| 井 | さく井工事業 |
| 具 | 建具工事業 |
| 水 | 水道施設工事業 |
| 消 | 消防施設工事業 |
| 清 | 清掃施設工事業 |

【別表4】

発注者の区分

主観的審査事項において申請する最高完成工事（業務）経歴の発注者については、下記に該当するものでなければならない。

| 発注者区分 | 該当するもの |
|-------|-------------------------------------|
| 官 公 庁 | 国、地方自治体のほか、印紙税法第5条に規定する別表2に掲げる非課税法人 |
| 民 間 | 上記のいずれかにも属さないもの |